

第6章 評 価

1 中央市教育振興基本計画の評価

本計画の推進にあたっては、社会の変化や市民ニーズ、政策変更等に対応して、実効性のあるものにするため、進捗状況の点検及び評価を行う。

計画の細部については、毎年度末、各学校毎に行われる「学校評価」及び市全体で導入予定の「中央市行政評価」を通して点検、評価する。

教育委員会としては、それらを踏まえ、計画の進捗状況について、年度末の「中央市教育委員会の事務の点検及び評価」で総合的に評価し、次年度以降の取組に反映させる。必要な部分修正については、定例教育委員会等の中で適宜対応して行く。

なお、本計画は、平成22年度から10年間に取り組むべき基本的事項について示したものであり（平成28年4月改訂）、特段の事由がある場合を除き策定から10年後を目途に見直し、平成31年度に新たな計画を策定する。

2 学校評価の活用

学校は、学校評価等を通して、自校の教育活動等の成果を検証し学校運営の改善と発展を目指すと共に、説明責任を果たし家庭や地域との連携協力を進めていく必要がある。

学校評価については、平成19年6月、学校教育法が改正され、「学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めること（第42条）」が規定された。また、「学校の情報提供に関する規定（第43条）」も設けられた。

これを受け、中央市のすべての学校は、学校評価（自己評価、関係者評価等）を行い学校の取組を点検・評価し、教育委員会に報告すると共に保護者等にも公表している。

教育委員会としては、学校評価を精査し学校の成果と課題を理解し、必要な指導を行うと共に今後の教育行政に活かすことが大切である。

1 「学校評価」に関する法規

(1) 学校教育法

①第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより該当小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

②第43条

小学校は、該当小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、該当小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(2) 学校教育法施行規則

①第66条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切

な項目を設定して行うものとする。

②第67条

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（該当小学校の職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

③第68条

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、該当小学校の設置者に報告するものとする。

2 何のために「学校評価」を行うか

- (1) 学校改善には、PDCA（Plan 目標設定、Do 実行、Check 評価、Action 改善）サイクルにより、「目標を設定し、教育活動を行い、それを評価し、不十分なところを改善する」活動を行い、質の高い教育を目指す。
- (2) 「学校評価」により学校が自主的・主体的に改善を図り、「より良い教育」を行い、保護者・地域に信頼される教育を目指す。

3 教育委員会の事務の点検及び評価

毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を3月議会に提出するとともに、広報やホームページ等で公表する。

| 項目 | 観 点 | 評定の平均値 |
|---------------------------|------------------------------|-----------|
| 総合評価 | 中央市の教育の基本「まごころ」 | 5・4・3・2・1 |
| | 1 生きる力をはぐくむ教育（生） | 5・4・3・2・1 |
| | 2 命を大切にす教育（命） | 5・4・3・2・1 |
| | 3 信頼しあう教育（信） | 5・4・3・2・1 |
| 教育総務課 教育総務 学校教育 | 1 企画、指導、管理は適切か。 | 5・4・3・2・1 |
| | 2 施設・設備は充実しているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 3 人事や組織の改善に努めているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 4 教育委員会の会議は充実しているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 1 基礎基本の徹底、学力向上に努めているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 2 心の教育は充実しているか。（含むいじめ・不登校） | 5・4・3・2・1 |
| | 3 健康や体力の向上に努めているか。（含む給食。部活動） | 5・4・3・2・1 |
| | 4 学校への指導・管理は適切か。 | 5・4・3・2・1 |
| 生涯教育課 社会教育 | 1 生涯学習は充実しているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 2 文化の振興に努めているか。（含む文化財保護） | 5・4・3・2・1 |
| | 3 図書館事業は充実しているか。 | 5・4・3・2・1 |
| | 4 青少年の健全育成に努めているか。 | 5・4・3・2・1 |

| | | |
|----------|---|--|
| 社会体育 | 1 社会体育は充実しているか。 2 体育施設の管理、充実に努めているか。 3 スポーツ活動の振興を努めているか。 4 関係団体と連携して事業を進めているか。 | 5・4・3・2・1 5・4・3・2・1 5・4・3・2・1 5・4・3・2・1 |
| 教育委員 | 1 教育委員は誠実に職務を遂行しているか。 | 5・4・3・2・1 |
| 事務局 | 1 事務局職員は誠実に職務を遂行しているか。(服務、接客など) | 5・4・3・2・1 |
| 教育振興基本計画 | 1 中央市教育振興基本計画は予定とおり進んでいるか | 5・4・3・2・1 |

| |
|-------|
| <その他> |
|-------|

※5段階絶対評価（5：極めて満足である 4：満足である 3：普通である 2：不満足である 1：極めて不満足である）

| 項目 | 所 見 |
|---------------|-----|
| 総合評価 | |
| 教育総務課 教育総務 | |
| 学校教育 | |
| 生涯教育課 社会教育 | |
| 社会体育 | |
| 教育委員 | |

| | |
|---------------|--|
| | |
| 事務局 | |
| 市教育振興 基本計画 | |

4 中央市行政評価の活用

中央市は、平成24年度から行政評価を本格的に導入している。

厳しい地方財政下、限りある資源、財源を有効に活用して、多様な市民ニーズに応え、サービスの向上を図るためには、これまでの行政運営に「仕事を振り返って評価する過程(CHECK)」を加え「評価した結果を次の計画や予算、事務事業の見直しなどに反映していく取り組み(ACTION)」を行う必要がある。

行政評価とは、市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を具現するために必要な施策や事業に対して、目的や目標、方針等を明らかにし、「目的にかなった取組ができたのか」「目標や方針がどれだけ達成できたか」「どれだけ成果があったか」等について評価し、その結果を事務事業の見直しや予算編成、様々な企画などに反映させる取組のことである。

教育委員会は中央市教育振興基本計画に基づき教育行政を推進するものであるが、行政評価を活用し「PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)」というマネジメントサイクルを教育行政に取り入れることで、本計画を改善することができる。

行政評価は、「教育委員会の事務の点検及び評価」の基礎となるものでもあり、本計画を具現していくためには行政評価を活用していくことが大切である。

<参考資料>

中央市立小・中学校就学予定児童生徒数（H29～H33）

H28年4月現在

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 三村小学校 | 57 | 58 | 63 | 67 | 53 |
| 玉穂南小学校 | 45 | 57 | 43 | 46 | 50 |
| 田富小学校 | 66 | 55 | 56 | 63 | 58 |
| 田富北小学校 | 57 | 43 | 51 | 44 | 55 |
| 田富南小学校 | 22 | 30 | 22 | 26 | 30 |
| 豊富小学校 | 26 | 31 | 30 | 15 | 20 |
| 小学校合計 | 273 | 274 | 265 | 261 | 266 |
| 玉穂中学校 | 136 | 145 | 148 | 158 | 142 |
| 田富中学校 | 146 | 144 | 131 | 149 | 158 |
| 中学校合計 | 282 | 289 | 279 | 307 | 300 |
| 小中総合計 | 555 | 563 | 544 | 568 | 566 |

～ まごころで 拓く 豊かな中央市 ～



第一次中央市教育振興基本計画

～ まごころ～

策定 平成21年12月1日策定
(計画期間 平成22年度から31年度まで)
改訂 平成28年 4月1日改訂
策定者 中央市教育委員会
住所 〒409-3892 中央市白井阿原301-1
電話 055-274-8521
FAX 055-274-7132
E-mail ksoumu@city.yamanashi-chuo.lg.jp

